



Title	懷徳堂の孝子顕彰運動（二）：中井竹山・履軒を中心に（上）
Author(s)	佐野, 大介
Citation	懷徳堂研究. 2018, 9, p. 61-79
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71314
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

懷徳堂の孝子顕彰運動（二）—— 中井竹山・履軒を中心に（上）——

佐野大介

はじめに

初期懷徳堂では、中井髫庵や五井蘭洲らが孝を重んじ、その著作によって孝子たちを顕彰することが行なわれていた。⁽¹⁾

髫庵没後、髫庵の息子である中井竹山（名は積善、字は子慶、号は竹山）が四代目学主となり、その弟中井履軒（名は積徳、字は処叔、号は履軒・幽人）とともに懷徳堂の黄金期を築いたが、この時代より、懷徳堂は本格的に孝子や貞婦の顕彰運動を展開するようになる。

竹山・履軒兄弟も、孝を好むこと先人に劣るものではなかった。二人の為人に関して、

履軒人と話すに、民間の孝子順孫の事状に及べば、

容を動かし称賛し、癡の如く愚の如く、平生の豪邁なるに似ず。竹山も亦た然り。而して履軒を甚だしと為す。（頼春水『在津紀事』下）⁽²⁾

との評が残されている。履軒・竹山と話していて、話題が孝子や順孫のことに及ぶと、ばかに見えるほど夢中に顔色を変えて称賛した。そうして、それは履軒の方が甚だしかったというのである。

このエピソードは安芸の儒者、頼春水の書き記したものである。なお、頼家と中井家とは夙に親交があり、ある人が春水の子である頼山陽を連れて履軒に面会を求めた際、山陽は春水に廃嫡された過去があったため、履軒は「アレは天下の不孝者ぢや、連れて帰れ」と言つて終に会わなかったというエピソードが残されている。⁽³⁾

髫庵が用いていた、評伝を撰して孝子を顕彰するとい

う手法は、この後、竹山・履軒等によって継承される。ただ、贅庵の時代とはややその性格を異にしており、小堀一正氏が、「竹山の時代になると、同じく美事物語といっても、その取り扱いかたにはかなりの違いがみられる。それはどのような点かといえは、贅庵時代のそれは同志や門人たちという、懷徳堂へふだんやって来る人々の講習や教育のための教材といった性格が強いのに対して、竹山のそれは、もっと広く社会にはたらきかけるといった性格をもっている点である。いわば孝子・貞婦の顕彰運動とも言うべきひとつの社会的な運動を展開しようとしているふし⁴がみられることである（傍点ママ）」と指摘するように、贅庵による顕彰が、孝子個人の顕彰や、その孝行譚を用いた懷徳堂内部の身近な人々への教化に止まったのと異なり、竹山履軒時代のそれは時に出版を伴い、はつきりと為政者への表彰要請や、民衆への教化教導といった、対象としての社会を意識したものであった。

懷徳堂の孝子顕彰運動について、西村天因は以下のよう⁵に紹介している。

竹山其の遺風を承けて孝子貞女を尊ぶこと、啻に精金美玉のみならず、然れば懷徳堂の門人中に稲垣子

華と云へる孝子を出して、幕府の褒賞を賜はりしほどにて、竹山其の孝状を作れり、又京都西岡の孝子義兵衛の孝行を記して世に出し、に、終に宮中に入て乙夜の覧に供し、觀感の餘に菓子銀錠を義兵衛に賜ひければ、竹山感激して孝子の像を画かしめ、七古の賛を作りて其の詳を記し、鈴鹿の孝子万吉を懷徳堂に招きて之を講堂に延き、生徒を聚めて会見せしめ、席上饅頭を出し、万吉をして手づから生徒に頒ちて其の孝行にあやからしめ、或は龍野の孝婦さんの為に貞婦記録を作りて、知音の人々に救助金を乞ひ、或は豊後杵築の孝女初が手織の木綿にて、孝女初手製の字を染め抜きし手拭を製して人に頒ちしこともあり。〔懷徳堂考⁵下〕（傍点引用者、以下同じ）

ここには、竹山が尊んだ孝子貞女として、稲垣子華・孝子義兵衛・孝子万吉・孝婦さん・孝女初の名が挙げられている。また、竹山は孝子義兵衛の評伝である『かほしまものかたり』の跋文を撰しており、そこには、

郷者^{さきに}作国の稲垣氏子華、吾先子の門に出で、至性を以て旌典に膺^{あた}る。予嘗て状して以て世に行ない、既

に備義を吾姻革・島氏の隷に獲る。実に語中云う所の如し。近ごろ播の龍野、又孝婦芳貞婦参有り、俱に本藩の賞を受く。……今にして廻ち一時の美譚を我門に鍾るを得たるは、是れ予の尤も訖然たる所なり。『かはしまものかたり』跋⁶

とあり、稲垣子華・孝子義兵衛・孝婦よし・貞婦さんについて「美譚を我門に鍾る」と称している。

これらはそれぞれ、竹山をはじめとする懷徳堂関係者が顕彰に努めた孝子たちである。以下、竹山・履軒及び懷徳堂関係者が、これら孝子貞婦をどの様に顕彰していったのかについて概観する。

一、『子華孝状』『稲垣浅之丞純孝記録』

明和元年（一七六四）二月、懷徳堂の門人であった稲垣子華が、その孝行によって幕府と森対馬守より褒賞を受けた。塾庵の逝去六年後のことである。子華は通称浅之丞、諱は隆秀、字は子華、号は滝下散（山）人、諡を瀧岳⁷といい、享保一九年（一七三四）一三歳の頃より二〇歳で安志藩に仕えるまで、中井塾庵・五井蘭洲の下、懷徳堂で学んだ。

この褒賞を受けて、早くも翌明和二年（一七六五）正月、竹山は子華の漢文による評伝に、子華が居住していた田殿村や近隣の村からの幕府への注進状やその検分・幕府褒賞の切紙の写しなど褒賞に関する資料を添えて『稲垣浅之丞純孝記録』を作成した。その中で竹山は、子華が懷徳堂で塾庵に学んでいたことを指摘し、懷徳堂での子華の様子などを述べた後、

此学校建立の本意、此外はあるまじく、当時万年先生をはじめ、諸同志中並びに亡父格別の辛苦にて出来立て候学校、四十年このかた別條なく相続の内、一人にても箇様の人才を仕立て申し候事、亡父は申すに及ばず、其外過去せられた御方々草葉の蔭に御喜び、今日皆々一同の御大慶、本望の至これに過ぎず候。仍りて右書附に洩れ候事追加いたし、御同志中に普く御風聴申し候義に御座候。以上。（『稲垣浅之丞純孝記録』⁸）

と結んでいる。懷徳堂と子華との関係について述べた内容や、「御同志」や「皆々一同の御大慶」と言った言葉づかいから、これらが懷徳堂から出た孝子が幕府や藩より褒賞を受けたことを同志や門人に知らせる目的で記さ

れたものだと分かる。「此学校建立の本意、此外はあるまじく」とあるように、徳育（特に孝徳の涵養）を建学の目的に置く懷徳堂にとって、門人の褒賞は大きな名譽であり、まず懷徳堂の関係者への報告が図られたものと考えられる。

また、竹山の詩文集である『奠陰集』には、褒賞（旌表）を祝う文章（「旌孝篇贈稻垣子華」）や、播磨の儒者梁田象水（梁田蛻巖次男）や画家の田能村竹田（字君彝）に送った子華の褒賞を知らせる手紙（「与梁田象水」「与君彝」）が収められている。

更に同年春、竹山は子華の孝状をまとめた漢文の評伝『子華孝状』を撰し、懷徳堂蔵版にて出版した^①。こちらは、子華の孝状を広く世間に伝え、顕彰しようとしたものである。序と評伝と跋とに当る部分より成るが、その評伝部の梗概は以下のようなもの。

子華は、名を隆秀、通称浅之丞、姓は稻垣という。一歳で京都に出て諸儒の間に遊学するうち、塾庵と出会い懷徳堂に寄宿するようになる。塾庵は出仕を世話したり、医学を学ばせたりしたが、結局懷徳堂に戻り学問を続けた。性格は温厚で学問に熱心であつたため、幾度も他家の養子となることを勧めら

れたが、それらを全て断わつた。母が病を得てからは頻繁に帰省していたが、母が死去するに及び、喪を終えてまた懷徳堂で学問に励んだ。

二〇歳の時に安志侯に仕えることとなつたが、暇を取つてさらに懷徳堂で学び、学を終えて安志に帰つた。後、子華は父親を安志に呼び寄せようとしたが、父がそれを望まなかつたため、帰郷して親に孝を尽すため藩主に致仕を申し出る。子華を惜しんだ藩主は初め許さなかつたが、幾度も請願の後、帰郷が認められる。

帰郷した子華は妻とともに孝養に努めた。農業に取り組む傍ら学問に努め、人づきあいは礼に適い思いやりがあつた。

ために近隣の者たちが藩へ子華の孝養ぶりを注進し、幕府が表彰、藩もその表彰を祝つた。

幼い子華が、他家の養子となることを、「我が親を親とせずして、人の親を親とす」（『子華行状』）として肯んじなかつたことや、父のために安志藩を致仕し、孝養に努めたことがその孝状の中心である。「職を辞して孝養に努める」というモチーフは、和漢の孝行譚に散見するもので、本朝では中江藤樹が類似のエピソードで名

高い⁽¹²⁾。

なお、子華仕官の後も子華と懷徳堂との関係は続き、明和五年（一七六八）には子華が来坂し懷徳堂に滞在⁽¹³⁾、明和八年（一七七二）竹山履軒が龍野を訪れた際には、子華の招きで、履軒が子華の家に宿泊している（後述）。また、寛政九年（一七九七）に子華が没した後、その門弟らの求めによって竹山の子である中井蕉園が追慕碑の碑文を撰している⁽¹⁴⁾。

玢庵も孝子に同情し、これを顕彰するために評伝を撰していたが、それは主として懷徳堂内部における教導や訓戒に用いられたものであった。竹山履軒の時代になつて、懷徳堂の「孝子顕彰」は、その対象を大衆や為政者とする、「孝子顕彰運動」と呼ばれるにふさわしい社会的活動となつてゆく。

「孝子」は、単なる孝行な子供ではなく、世間に「孝子」として認知されることによつて「孝子」となる。そうして、公権力からの旌表は、権威・実利ともに最も強く望ましい「認知」であるといえよう。懷徳堂の「孝子顕彰」が「孝子顕彰運動」へと変化したのが、子華という「既に成功した孝子」を後追いで顕彰したことがきっかけであつたのは注目されてよい。懷徳堂の孝子顕彰運動が、民衆教化や孝子援助とともに「公儀に対する褒賞の要請」

に重きを置いたのも、この経験が大きかつたものと考えられよう。⁽¹⁵⁾

『子華孝状』の中に、

於戲吾が子華、天稟の粹と雖も、而して其の学に資るも亦多し。則らずんば悪んぞ是の若くの全且つ尽なるを得んかな。子華間ごろ子に書して慶を報じ、實に是れ先公の余徳と曰う有り。此の言謙なりと雖も、而して以えあるなり。（『子華孝状』⁽¹⁶⁾）

とあり、子華の孝を「天性であるとともに懷徳堂で学んだもの」とし、子華が「己の褒賞は先公（＝玢庵）のおかげである」と伝えて来たと記す。また、『稲垣浅之丞純孝記録』にも、

全く本人の美質故とは申しながら、一は亡父教導の助け、または自分の学力より出で候事も多き様に存ぜられ候事（『稲垣浅之丞純孝記録』）

と、「亡父教導」を表彰に至つた一因と位置づける。先の引用部にも、「此学校建立の本意、此外はあるまじく」とあつたように、竹山は懷徳堂建学の目的を徳育（特に

孝徳の涵養)に置いていたと考えられる。その竹山にとつて、『稻垣浅之丞純孝記録』『子華孝状』の撰書、つまり子華の顕彰は、即ち子華が学んだ懷德堂、さらには子華を教導した鰲庵を顕彰することにも繋がっていたといえよう。

また、『子華行状』に、

在昔文武帝……、天下の孝順なる者を復し、其の門閭を表し、著して令と為す。……後世喪乱、礼楽壞れて風習頹る。……方今国家承平、既に十紀を踰え、旧章粗ば挙げ、復た近代の陋に非ず。是に於いて民間至性を以て旌賞を受くる者、蓋し往々にして有り。
 (『子華行状』¹⁷⁾)

とあり、王朝期に行なわれていた孝子顕彰が中世世情が乱れてより行なわれなくなっていたが、江戸幕府によって復興された、との認識を示している。さらに、竹山が時の老中松平定信の求めに応じて撰した献策書『草茅危言』(寛政三年(一七九一)成立)にも「旌表ノ事」なる章を立て、「孝弟力田列婦義奴ナド旌表ノ」ハ寧京以来国家ノ典故ニテ今日ニ於テモ上聞次第二時日ヲ移サズ行ハセラル、御¹⁸⁾有ガタキ事共ナリ……信賞必罰ハ国家

ノ大柄タル上善ヲ褒スルハ風化ノ基トナル¹⁹⁾ユへ、迎ノ²⁰⁾「ニ輕キ旌表ノ令アリタキモノナリ」(『草茅危言』卷之四(徴))とあり、竹山が「徳治」の要諦として、公儀による旌表を重視していたことが見てとれる。

子華を周知させて懷德堂の存在感を高めたいという懷德堂の事情と、父鰲庵を顕彰したいという竹山の心情とが一因となり、子華の顕彰は懷德堂内部の動きに止まらず、出版をとまなう社会的な活動となった。²¹⁾懷德堂学主が竹山に代替わりして比較的早くに起きたこの事件は、後の懷德堂の孝子顕彰運動の方向性を決定付けた事件であつたといえるであろう。

なお、履軒の詩集『履軒古風』卷一には、褒賞を祝い履軒が子華に贈った「孝思詩」三首が、また卷二には、子華を詠んだ「招隱士」と「席上贈稻垣子華」とが収められている。²²⁾

二、『孝子義兵衛記録』 『かはしまものかたり』

次に懷德堂が顕彰運動を展開したのが孝子義兵衛である。²³⁾山城国葛野郡川島村の農民義兵衛は、親孝行で付近でも評判の人物であり、その孝行を褒賞されると共に、

その評伝が複数作られた。懷徳堂関係者による評伝としては、中井竹山が義兵衛の孝状を記し同志や門人に配付した『孝子義兵衛記録』、竹山の門人である加藤景範が記し、懷徳堂蔵版で出版された『かはしまものかたり』（明和八年刊）がある。これらに記された義兵衛の孝状の梗概は、以下のようなものである。

子供のころに父親を亡くし母と二人暮らしの農民、義兵衛は、辺りでも評判の孝行ものであった。義兵衛の家は極めて貧しく、田畑を持つていなかったため、農作業、工事現場、油製作などの手伝い、荷物運びや屏風の張り替えなど、あらゆることをして母を養っていた。

義兵衛は毎日、母の髪をゆい、着物を着せ、食事を用意しては母に勧めた。足を悪くしている母のために、毎晩お湯を沸かし足を温め、また、冬には母の両足を一晚中懷に入れながら眠るのであった。

義兵衛一人の働きでは、満足に食事することもままならなかったが、義兵衛は母には可能な限りよい物を食べさせ、自分は隠れて、ゆる粉（脱穀の際に出る米の屑）などを食べる毎日であった。

母親は信心深い人で、毎朝太陽と神仏とを拝んで

いたが、その際には義兵衛に感謝して、彼にも手を合わせた。止めるように頼んでも聞きいれないため、義兵衛も隠れて母親を拝んでいた。

暖かくて重ね着の必要のないような日でも、母が勧めればそれに従い重ね着して出かけ、途中で脱いで人に預けておき、帰りにまたそれを着て帰るということがよくあった。仕事に出て、一日に何度も家へ戻り母の様子をうかがった。

また、仕事先で食事を出された時は必ず持ち帰り、母に与えた。母も、義兵衛の留守中に他人にお土産などをもらうことがあっても、義兵衛が帰るまで決して食べなかった。義兵衛の帰りが遅くなると、母は杖をついて迎えに出て、帰ってきた義兵衛と抱き合って涙を落とすのであった。

義兵衛自身も知らないことであったが、実は彼は養子であった。ある時、その事実を告げ、京都に実の親は健在で、そちらへ帰ればよいと勧める人があったが、義兵衛は義理の息子の自分をこんなにも愛してくれたと感謝し、さらに母を大切にしたい。

義兵衛の行いは近隣でも評判で、孝行者の噂を聞きつけた外部の人が川島村に来て、「この村には親孝行な人がいるそうですが、どのお宅ですか」と尋

ねれば、小さな子供ですら義兵衛の家を指し示すのであった。

明和七年（一七七〇）当時、川島村在住の姻戚、革嶋家の後見をつとめていた中井竹山は、その関係で出入りしていた川島村で義兵衛の孝行ぶりを知る。竹山は何とか義兵衛を援助したいと考えたが、貧しいものからは授業料を取らないという方針の懷徳堂には金銭的余裕がなかった。そこで、竹山は懷徳堂関係者を中心に義兵衛援助の寄付を募り、義兵衛の生活を助けるとともに、領主の鷹司家にその孝行ぶりを言上した。その結果、明和七年（一七七〇）五月、義兵衛の孝行への褒美として、母存命中の年貢免除や扶持米などが与えられることになった。

『孝子義兵衛記録』は、義兵衛の孝行を鷹司公に言上する際、その孝行ぶりを説明するため竹山が記した義兵衛の評伝と言上した内容の覚書き（書上）に、集まった寄附金の内訳や言上より褒賞に至った経緯、さらに領主・御所よりの沙汰の写しなどが加えられた、義兵衛褒賞申請運動に関する資料集ともいべきものである。これに対して、懷徳堂蔵版で刊行された『かはしまものかたり』は、履軒による漢文の序と竹山による漢文の跋を備え、本文には流麗な崩し字が用いられている。内容も、

『孝子義兵衛記録』が義兵衛の孝行を個条書きで記すのに対し、『かはしまものかたり』はより物語的に構成されており、「文章によって書かれた一つの作品として構成されている」とされる。

この、まず孝状と褒賞の関係資料（『孝子義兵衛記録』）とを撰して同志に知らしめ、次にそれらをまとめて一冊の孝子評伝（『かはしまものかたり』）を刊行するといった手法は、まず『稲垣浅之丞純孝記録』によって同志に褒賞を受けたことを知らせ、『子華孝状』によって広く世間に顕彰することを狙った稲垣子華のそれを彷彿させる。先の子華は、先ず在所の田殿村から三日月藩へ「孝養奇特農業出精」が注進され、その結果として藩と幕府より褒賞を受けたものであり、褒賞の要請に懷徳堂は関わっていなかった。ために、懷徳堂の運動は子華を顕彰することが中心であり、祝儀を送ったことは記録されているが、褒賞前に寄付を募った様子はない。子華が褒賞を受けてのいわば後追いの顕彰運動であったのに対し、義兵衛の場合は、領主への言上の時点から竹山が中心となつて関わり、言上と同時に義兵衛の生活援助のための寄付を募っている。^②子華の際の経験を生かし、より多岐に渡る孝子顕彰運動が行なわれた様子が見てとれる。

この義兵衛に対する顕彰運動は、まず孝子貞婦の評伝

（書上）を作成して孝子を顕彰するとともに、これを用いて寄付募集・褒賞請求・民衆教化を行なうという懷徳堂の孝子顕彰運動の典型が示された最初の例といえよう。

この他、懷徳堂関係者による義兵衛関連の文章としては、これらの他に竹山による漢詩「孝子義画像引」（明和七年（一七七〇））がある。『懷徳堂考』に、「叡感の餘に菓子銀錠を義兵衛に賜ひければ、竹山感激して孝子の像を画かしめ、七古の賛を作りて其の詳を記し」とあり、画の賛として詠まれたものである。また、竹山の詩文集『奠陰集』に収められるとともに、三浦梅園『愉婉録』下巻（紺屋町はつ／山城国儀兵衛／糸永村矢野雖愚）条）に、この詩が引用されている。⁽²⁵⁾

なお、高山彦九郎の日記「丁酉春旅」安永六年（一七七七）四月一五日条に、駿府に孝子八助を訪ねたことが記されており、その中に、

我レ八助に云ふ、公は天下に二人の人也、當時に（改行一字上げ）皇帝の叡感に預りし人はいまだ聞かず、西岡の孝子と公とのみは天子龍巾をうるをし玉ふ⁽²⁶⁾

と義兵衛に言及する。宮中よりの褒賞と幕藩よりの褒賞とを区別し、宮中より褒賞を受けたのは八助と義兵衛と

天下に只二人のみであるとして、そのことを誇るように八助に諭す内容で、尊皇の志高き彦九郎らしい認識といえよう。⁽²⁷⁾彦九郎は夙に懷徳堂と親交があり、恐らく義兵衛のことも懷徳堂より聞き及んだものと考えられる。彦九郎が義兵衛について言及していることは、懷徳堂と彦九郎とが孝子に関する情報を交換していたことの一つの傍証となろう。⁽²⁸⁾

この他、義兵衛の評伝としては、心学者布施松翁の撰した『西岡孝子儀兵衛行狀聞書』（明和七庚寅五月（一七七〇）刊）があり、伝松井成教『落栗物語』（寛政四年（一七九二）以後成）にも、その孝状が紹介されている。⁽²⁹⁾

その後義兵衛は、幕府編纂の『孝義録』（享和元年（一八〇一））にも評伝が載せられ、さらに昭和に入り、国定教科書『尋常小学修身書』（巻五）に、第十課「孝行」として取り上げられている。⁽³⁰⁾

三、『昔の旅』

懷徳堂の学主を勤めた中井家は、もと播州龍野藩に仕える藩医であり、大坂の中井家の他に、龍野にも斃庵の叔父にあたる中井玄意の一家が藩医職を奉じて在勤して

いた。⁽³¹⁾ 明和八年（一七七二）の春、竹山・履軒の兄弟は親戚の訪問や墓参りのために龍野を訪れ、履軒はこの旅の顛末を昔の文章博士一行の旅に仮託し、和文を用いて旅物語『昔の旅』を撰した。⁽³²⁾ その梗概は、「如月の頃、昔のとある文章博士（竹山がモデル）のもとに播磨国の揖保（龍野）に住むおじ「岡の翁」から手紙が届いた。老いに病の加わった心細さから「会いたい」と書いて寄こしたのである。おじを見舞うため、三月三日の夜、博士は弟の内記（履軒がモデル）や二人の文章生らと共に揖保へ旅立った。道すがら名勝を愛で人情に触れて和歌漢詩を詠み、揖保では親族と旧交を温め、墓参や遠出などして日を過ごす。その一方で精力的に当地の孝婦貞婦を訪ねて金品を贈るなどし、二十日足らずの滞在の後、別れを惜んで帰路につくのであった」（矢羽野氏他前掲稿）といったものである。日程を記すと、

三月 三日 夜、送別会。難波より舟出。
 四日 明方、尼崎上陸。甲山を望み、西宮、
 布引滝、湊川を経て、福原泊。
 五日 福原発。淡路島を眺め、須磨、舞子、
 明石を経て、加古川泊。
 六日 揖保（龍野）着。「岡の翁」と対面。

七、十日

一一日

一二日

一三日

一四日

一五日

一六日

貞婦「よし」が来訪。

——記述なし。——

揖保。一族の墓参。

揖保。孝女（はつ）を訪問するが、不在。

揖保。孝女（はつ）が来訪。

さい村へ。盲人の妻に会う。貞婦（さん）を訪問（一三日か）。

博士は、文章生・知人二三人を伴い、父方の祖父の墓参に赤穂へ出発。

内記は、上津の知人の子・美作の知人（稲垣子華）の子を伴い、長谷へ母方の祖父の墓参に出発。上津（長谷付近）泊。博士ら、赤穂より帰る。

内記、墓参。帰る予定を変更し、杉坂を経て、美作の子華に会いに行く。子華宅泊。

内記、一人で帰路につく。上津泊。

内記、揖保着。

——記述無し。——

川舟で網干へ。海舟に乗り換え投石見物。投石付近の民家泊。

室津を経由し龍野着。

二一日

二二日 龍野。河辺での遊び。

二三日 —— 記述無し。 ——

二四日 龍野の人々と別れ帰途に着く。

となる（矢羽野氏他前掲稿）。親族の訪問と墓参りとは目的であるが、布引の滝や湊川の楠正成の墓に立寄つたりと、物見遊山的な一面も有する。

この旅の中で博士一行は、親族の訪問や墓参りのために龍野を訪れるとともに、「見もしらぬをうな（＝よし）」「親にけうふかきをうな（＝はつ）」「教順が妻（＝さん）」といった龍野の孝子貞婦と面会し、その美德を称揚して金品を送るなどしており、この旅のもう一つの目的が、龍野で評判の孝子や貞婦を訪問することにあつたことが窺われる。

この「よし」と「さん」とが、即ち先に挙げた、「近ごろ播の龍野、又孝婦芳貞婦参有り、俱に本藩の賞を受く」（『かはしまものかたり』跋）とされた「芳」と「参」とである。

その後、内記（履軒）は博士（竹山）と別行動し、「美作の知人（稲垣子華）」を訪ね、子華宅に一泊した後、帰坂している。これも孝子訪問の一環であるといえよう。

三一、『昔の旅』よし

明和八年（一七七二）三月三日に大坂難波を船出した博士一行は、翌四日に尼崎に上陸する。これより陸路を進み、西宮、湊川、須磨、明石などを経て六日に揖保（龍野）へ到着する。その晩、貞婦「よし」が博士一行を来訪する。

よしは、播磨国揖保郡龍野町馬持忠兵衛の息子市兵衛の妻であつたが、宝暦一三年（一七六三）に夫に先立たれる。その後、実家より戻ってくるよう勧められつつもそれを断り、舅姑への仕えを尽くした貞女である。

『昔の旅』の梗概は、

見も知らぬ媼が訪れ、額づいて酒肴を差し出した。「何者だ」と問うと、よしという、舅姑に孝の深い者であつた。よしは、夫が死亡した後、機織りや縫い物の雇われ仕事をして舅姑を養ひ、朝夕よくお仕え申し上げ、全く舅姑の心に違ふことは無かつた。以前、近くの辺りの人が、哀れがつて嘆いていたのを、竹山が聞き及び、友人らと相談して、銀・金・布などを送っていたので、そのお札を申し上げに來

たのであった。

というもの。

また、よしに關しては、龍野藩士であり竹山の同輩でもあった股野玉泉の『孝婦鳴盛編』(明和九年(一七七二)に「龍野孝婦の小伝」(明和七年庚寅閏六月廿三日撰)と題する評伝が収載されており、①夫の死後、実家からの再婚の勧めを断り、舅姑の奉養に尽くした。②夫の弟の年忌を夫のそれと遜色なく行なった。③己の子のみならず夫の甥や姪を幾人も面倒をみた。④龍野公より褒賞を賜った、等の行状が記されている。

また玉泉の日記『幽蘭堂年譜』の明和七年閏六月条や、玉泉の編で龍野藩において藩主より褒賞を受けた孝子貞婦らの行状を記した徳行譚集『天民録』(寛政四年(一七九二))によしの褒賞が記されており、竹山らの龍野行の三ヵ月ほど後の六月二三日に藩より褒賞され、米二俵を受けたことが確認できる。⁽³⁵⁾

藩による褒賞と竹山らの援助活動との関係は分明でないが、『昔の旅』の記述より竹山らが龍野訪問以前よりよしを援助していたことが見てとれ、援助活動が褒賞(及び玉泉の「龍野孝婦の小伝」執筆)のきっかけとなった可能性が考えられる。竹山が『かはしまものかたり』の

跋に、よしを含めて「美譚を我門に鍾る」とするのは、少なくとも竹山はそのような意識であったことを示しているものと考えられる。⁽³⁶⁾

「夫に先立たれた女性が、実家からの再婚の勧めを拒否し、舅姑に尽くしつつ亡夫への貞を貫く」というモチーフは、和漢における貞女譚の代表的な類型の一つだが、このよしのエピソードも、この類型に則った貞女譚の一つということができよう。⁽³⁷⁾

三一、『昔の旅』はつ

三月一二日、一行は当地の親戚らと「親にけうふかきおうな(はつ)」を訪問するも、不在。翌日、博士らの訪問を知ったはつが一行を訪ね、面会が叶う。

『昔の旅』の梗概は、

揖保のはつは、父母と二キロメートルほど離れた処に住んでいたが、十年間一日も弛まず、雨の日も風の日も通い詰め、食事・衣服・用便等の世話を行なった。博士一行が一二日に訪問するも不在、翌日はつが博士を訪問し面会した。

というもの⁽³⁸⁾。

はつに関しては、龍野藩士高尾義典によるはつの評伝「八木氏が妻其父に孝行の事」(明和八年五月撰、『龍野孝婦鳴盛編』収)が比較的詳しく、右に挙げた『昔の旅』の内容に加えて、「はつの嫁入り先である八木氏を尋ねた客が小魚を携えて来たところ、夜中であるにも関わらずはつが老父にお裾分けを届けに出かけた」「夫も感化され、はつの実家への孝に協力した」などのエピソードを紹介している。また、『天民録』にも記載があり、藩主の褒賞が竹山らの龍野訪問の二年前の明和六年六月一二日と分かる⁽³⁹⁾。

はつに関してはまた、竹山の文集『奠陰録』に、「龍野孝女初事状跋」なる文章が収められている。

龍野市人婦初、至性の懿、往昔予耳目に接する所なり。高尾氏撰する所の孝状、辞旨明邇、要にして溢ならず。其の子平次蔵する所、遠く价して予に数字を需む。展覧して歆然、再び旧感を発す。是に於て書す。寛政丁巳^{九年}孟春、大阪府懷徳書院教授中井積善識⁽⁴⁰⁾。

寛政九年、はつの子平次より「八木氏が妻其父に孝行の

事」に揮毫を求められると、昔の旅より二六年経っても、再読して当時の感動が呼び覚まされたという。竹山の孝に対する変わらぬ思いを見てとることができよう。

三―三、『昔の旅』よし

『龍野貞婦記録』

さらに一行は、一三日もしくは一四日に播磨国揖西郡佐江村へ至り、さんを訪問する。さんは、実家からの離縁の勧めに従わず、精神を病んだ夫によく尽くした貞婦である⁽⁴¹⁾。『昔の旅』の梗概は、

佐江村の照円寺住職の弟教順は、「物のけ」憑きとなる。住職は弟一人分の食事の面倒をみるのみであつたので、妻のさんが紡績・織布によつて二人の子を養つた。実家の親族は離縁して再婚せよと再三勧めたが従わず、冬場、己のみ暖まることを肯んじず、戸外で裸になつて過ごす夫に付き添うなど、夫に尽くした。竹山が訪問した折、さんが実家に便りも出せないというので、手を貸してやつた。

というもの。この後、博士(竹山)は三月二四日に龍野

の人々と別れ帰途に着いたとある。帰坂した竹山は、すぐに和文にてさんの評伝『龍野貞婦記録』⁽⁴⁾を撰し、同時に門人や知人に配付して寄付を呼びかけた。既に懷徳堂が援助を行なっていたよしや、既に褒賞を受けていたとは状況が異なり、生活が困窮していたのであろう。

『龍野貞婦記録』の内容は、大筋で『昔の旅』の当該部と同じだが、比較的各エピソードが詳細である上、「さんの容姿が優れている（のに再婚を拒否）」「三日食事できないような時でも夫が甚に誘うと快く応じた」といったエピソードや、褒賞に至る事情などの情報が加えられている。

さらに、懷徳堂が行なった援助に言及し、

いであづかにも、その困窮を救はんとおもへど、愚が家のいとなみさへつたなくて、心に任せねば、去し此、西岡の孝子をたすけし、前蹤に随ひ、まづ乏しき囊をさぐりて、其餘を門人ならびに親しき人々に乞んとす。元より多きを求めんやうはなし。たゞ鳥目いそぢ七そぢのほどにて、くるしからず。この巻にそへて、愚が方に送り給へかし。

としている。ここにあるように、評伝を撰して同志にそ

の美德を知らしめ、寄付を募るという手法は、以前孝子義兵衛を顕彰・援助した際と同様のものである。子華、義兵衛といった顕彰運動を経て、手法が定着してきたことを窺わせる。これら顕彰を経て、さんは同年五月九日に藩主より褒賞を受けている⁽⁴⁾。

なお、竹山の『龍野貞婦記録』（明和八年四月）と同時期に、龍野藩士の石原公章によるさんの評伝「播州佐江村貞婦小伝」（明和八年四月）が撰されており、後に『龍野孝婦鳴盛編』に収録されている。また、『天民録』にも評伝を収める⁽⁴⁾。

「夫が罹患し働けなくなっても、実家の離縁の勧めを拒否し夫に尽くす」というモチーフも、和漢における貞女譚の代表的な類型の一つだが、このさんのエピソードも、この類型に則った代表的貞女譚の一つということができよう。⁽⁴⁾

注

- (1) 拙稿「懷徳堂の孝子顕彰運動——中井塾庵・五井蘭洲を中心に——」（『懷徳』第八五号、二〇一七年）参照。
- (2) 多治比郁夫等校注『当代江戸百化物 在津紀事 仮名世説』（新日本古典文学大系九七、岩波書店、二〇〇〇年、二四五頁）
- (3) 西村天囚『懷徳堂考』下（一九一一年、八七頁）

(4) 小堀一正「孝子顕彰運動」(加地伸行編『中井竹山・中井履軒』

第二章第五節、明德出版社、一九八〇年、八一頁)

(5) 『懷徳堂考』下、四三—四四頁。

(6) 「郷者作国稲垣氏子華、出於吾先子之門、以至性膺旌典。予嘗狀以行于世、既而獲備義於吾姻革島氏之隸。実如語中所云。近播之龍野、又有孝婦芳貞婦參、俱受本藩之賞。……今而廻得鍾一時之美譚於我門、是予之尤所訢然」(「かはしまものかたり」懷徳堂藏版、明和八年跋)

(7) 『孝義録』卷三三美作国に「孝行者 森対馬守御預所吉野郡

田殿村 百姓浅之丞 四十三歳 明和元年 御褒美」(菅野則子校訂『官刻孝義録』下巻、東京堂出版、一九九九年、四

六頁)とある。また、『徳川実記 浚明院殿御実記』巻一〇

の明和元年二二月条に、子華旌表の記事が見える。なお、子華については、建部恵潤「藩校と稲垣子華」(『安富町史(通史編』第九章、安富町史編集委員会、一九九四年)に詳しい。同書の資料編には、『稲垣浅之丞純孝記録』『子華孝状』をはじめ子華関連の史料が多く収集・翻刻されている。また、森

銑三「孝子稲垣浅之丞」(『森銑三著作集』第九巻、中央公論社、一九七一年)が「稲垣浅之丞純孝記録」及び「子華孝状」を紹介・解説している。

(8) 大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵本

(9) 西村時彦編『懷徳堂遺書』第一冊(松村文海堂、一九一一年、

一四葉表—一五葉表)

(10) 『懷徳堂遺書』第四冊、四六葉表。梁田蛻巖親子と懷徳堂とは親交があり、並河寒泉が編纂した『先哲書翰集』上冊(大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵)には象水から竹山に宛てた書翰が収載されている。

(11) 「稲垣浅之丞純孝記録」『子華孝状』共に、杉山一也「懷徳堂文庫資料解題(14)」(湯浅邦弘編『懷徳堂文庫の研究2005』、大阪大学大学院文学研究科、二〇〇五年)に懷徳堂文庫蔵本の解説及び書誌情報を載す。

(12) 「稲垣浅之丞純孝記録」に、「まことに藤樹先生暇取り候節の如く」とある。

(13) 来坂した子華が帰郷する際竹山が詠んだ「送稲垣子華帰作序」に、「今茲戊子(引用者注：明和五年)の春、君千里を命駕して来り、予に館すること旬有余日(今茲戊子之春、君千里命駕而来、館乎予旬有余日)」「懷徳堂遺書」第三冊、三〇葉裏—三二葉表)とある。この他『冥陰集』には、子華に関係するものとして、「喜子華至席上賦贈」(『懷徳堂遺書』第一冊、八葉裏)、「送子華同舟之洛」「同子華登桃山子華言三十年前游京師不記有此勝詩以諧之」「与君夷君好土方送子華遊嵯峨同賦得人字」(共に『懷徳堂遺書』第二冊、五七葉裏)などが見える。

(14) 岡山県英田郡美作町田殿に現存。『安富町史(史料編)』第九

章に翻刻を、湯城吉信『履軒古風』巻一「翻刻・訳注」(『懷德堂研究』第一号、二〇一〇年)に、墓碑の翻刻・解説・訳注を載す。

- (15) 勝又基氏は、孝子の表彰が果たした役割について、「表彰という「結果」が起爆剤となって、「行動」に関する説話が付会されてゆくという流れを近世孝子説話の主要な類型であると認めて良いように思う」(『孝子説話と表象―駿河国五郎右衛門をめぐる(二)―』、「理想と現実」(『明星大学青梅校舎日本文化学部共同研究論集』第九輯、二〇〇六年)と指摘している。

- (16) 「於戲吾子華、雖天稟之粹、而其資乎學亦多矣。不則惡得若是之全且尽哉。子華問書於予報慶、有曰、實是先公予德。此言雖謙、而有以也」(『子華孝狀』懷德堂蔵版、一七六五年、六葉表)

- (17) 「在昔文武帝……、復天下孝順者、表其門閭、著為令。……後世喪乱、礼樂壞而風習頽。……方今國家承平、既踰十紀、旧章相擧、非復近代之陋。於是民間以至性受旌賞者、蓋往々而有焉」(『子華行狀』、一葉表一裏)

- (18) 大阪大学附属図書館懷德堂文庫蔵本
- (19) 小堀一正氏は、懷德堂(竹山)の孝子顕彰運動に関して、「竹山が積極的に顕彰運動を展開するということは、幕府のそのような政策に積極的に協力することにもなる。そしてそこに

竹山は懷德堂が官許学問所であるということの意味を読み取り、それをさらに推進することが懷德堂の地位の強化につながると思ったのではないか」(小堀一正他『中井竹山・中井履軒』叢書・日本の思想家二四、明徳出版社、一九七〇年、八七頁)と指摘している。

- (20) 大阪大学附属図書館懷德堂文庫蔵本。「招隠士」の題名の下に小字で「贈稲垣子華」とある。湯城氏前掲稿に「孝思詩」三首及び「稲垣子華碑銘」の翻刻・訳注を載す。

- (21) 孝子義兵衛については、宮川康子「懷德堂思想と民衆」(『日本思想史学』二四号、一九九一年)、全「心学と懷德堂―二つの『かわしまものがたり』―」(『自由学問都市大坂』、講談社、二〇〇二年)、拙稿「孝子義兵衛関連文献と懷德堂との間 附翻刻」(『懷德堂センター報』2004、二〇〇四年)を参照。

- (22) 宮川康子「懷德堂思想と民衆」(『日本思想史学』第二四号、一九九一年)

- (23) 例えば「含翠堂手簿」の「明和七年庚寅勘定」条に、「一同三拾三匁式分五厘／右者城州川島村孝子節屋儀兵衛江助力二金式百足遣ス代銀也／即取次大坂懷德堂中井善太先生江相渡ス」梅溪昇・脇田修編『平野含翠堂史料』清文堂資料叢書第4刊、一九七三年、九〇頁)とある。

- (24) 『懷德堂考』下(四三―四四頁)

(25) 『懷徳堂遺書』第一冊（一七葉表—裏）。拙稿「孝子義兵衛関連文献と懷徳堂との間 附翻刻」に翻刻を載す。

(26) 千々和實・萩原進編『高山彦九郎日記』第一卷（西北出版社式会社、一九七八年、三四三頁）

(27) 「孝子義画像引」にも、「誰伝余状入紫禁、一朝献納長信宮。太后袖去御楓宸、天顔有喜説躬親。睿心感動篇未畢、対与太后霽龍巾。玉音言是上古事、豈謂明和年裏民。敕賜大官庶霜果」などあり、宮中より褒美を受けたこと、及びそれが「孝子義兵衛記録」の存在がきっかけであったことが強調されている。

(28) 例えば、彦九郎の日記に、「五日、晴る、……今橋筋尼ヶ崎町壱丁目懷徳堂へ入りて若州良民伝を返へす」（『京都日記』天明二年十二月、『高山彦九郎日記』第二卷、一八八頁）などある。また、履軒の随筆集である『敝帚統編』に、上野国の孝子大沢三二郎の評伝「孝三伝」が収載されているのも彦九郎の伝えたものと考えられる。

(29) 『落栗物語』は、奥書によれば作者は松井成教（大炊御門家侍、天明六年没）であるが、「著者や成立年代には疑義がある」（『当代江戸百化物』在津紀事 仮名世説 解説）とされる。なお当該人物の名を、懷徳堂関係者は「義兵衛」、「西岡孝子義兵衛行状聞書」は「儀兵衛」、「落栗物語」は「義平」に作る。

(30) 内容は『西岡孝子義兵衛行状聞書』を要約したもの。拙稿「孝

子義兵衛関連文献と懷徳堂との間 附翻刻」参照。また、教師用教本の「備考」欄に「此の例話は布施松翁著西岡孝子義兵衛行状聞書に拠る」（『尋常小学修身書教師用』卷五、文部省、一九三八年、一九九頁）とある。

(31) このあたりの事情は、小堀氏前掲稿に詳しい。

(32) 矢羽野隆男他「中井履軒『昔の旅』翻刻訳注および解説」（『懷徳堂センター報』2005、二〇〇五年）に翻刻訳注及び解説を載す。

(33) 『孝婦鳴盛編』に関しては、ファン・ステーンパール・ニールス「近世中期における孝子顕彰の思想構造とその意義——孝婦鳴盛編を中心に——」（『日本思想史学』第四三号、二〇〇一年、後に、『孝子』という表彰——近世日本道德文化史の試み——）ぺりかん社、二〇一七年）に詳しい。

(34) 「廿三日……孝婦与志江八木式俵を賜、其外賞舅姑江之孝志」（竹下喜久男編『播州龍野藩儒家日記』上巻（『清文堂史料叢書』第七二刊）清文堂出版、一九九五年、一五頁）

(35) 「明和七寅年閏六月廿三日為褒美八木二俵」（『播磨国揖西郡龍野町馬持忠兵衛倅市兵衛後家 よし 寅四十六歳一条、『天民録』たつの市立龍野歴史文化資料館蔵）また、『官刻孝義録』卷之三二（播磨国）に、「孝行者 同領 龍野城下横町分下夕町 町人馬持忠兵衛倅市兵衛後家 よし 四十六歳 明和七年 褒美」（『官刻孝義録』下巻、二六頁、「同領」とは脇

坂淡路守領」とある。なお、「八木」とは「米」の拆字。

- (36) 『孝婦鳴盛編』(よし孝状)は後に、「八木氏が妻其父に孝行の事」(はつ孝状)、「播州佐江村貞婦小伝」(さん孝状)、「恵美須屋が行状の略」を加え、『龍野孝婦鳴盛編』(明和九年二月廿八日板本出来)と題して出版されたが、その際、『孝婦鳴盛編』に附されていた竹山の跋が玉泉の跋に入れ替えられている。このことに關して、ニールス氏は、「玉泉が中井竹山の跋を除いた理由もわかる。その跋の中で竹山は、孝婦の行状を、彼がほぼ同じ時期に顕彰した、京都の孝子義兵衛の善行と比較している。……つまりここで竹山は、龍野藩の顕彰活動をあたかも懷徳堂の活動の延長であるかのように描いているのである」(ニールス氏前掲稿)と指摘している。

- (37) 前稿本稿で使用している「孝子顕彰」との語には、広く、孝子・貞婦・奇特などの顕彰を含めている。

- (38) 『官刻孝義録』卷之三(播磨国)に、「孝行者 同領 龍野城下立町 町人綿屋伝右衛門妻 はつ 六十二歳 明和六年褒美」(『官刻孝義録』下巻、二六頁)とある。なお、先に引用した「豊後杵築の孝女初」(『懷徳堂考』)とは別人。

- (39) 『天民録』「播磨国揖西郡龍野町錦屋伝右衛門女房 はつ 六十二歳」条

- (40) 「龍野市人婦初、至性之懿、往昔予耳目所接。高尾氏所撰孝状、辞旨明豊、要而不溢。其子平次所藏、遠价而需予数字。展覧

歆然、再発旧感。於是乎書。寛政丁巳孟春、大阪府懷徳書院教授中井積善識」(『奠陰集』卷之八「懷徳堂遺書」第五冊、四〇葉裏)。「八木氏が妻其父に孝行の事」は息子の名を「平次郎」に作る。

- (41) 拙稿「貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について」(『懷徳堂センター報』2007、二〇〇七年)参照。

- (42) 大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵。西村時彦(天囚)編『懷徳堂五種』(松村文海堂、一九一一年)に翻刻を収む。

- (43) 「すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれば、同じころそのつかさなる士大夫より、あづまの館へ申し上しに、ほどなく君命ありて、さんをめし出ししろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり」(『龍野貞婦記録』)、「明和八卯年五月十九日為褒美銀子三枚」(『天民録』「播磨国揖西郡佐江照圓寺弟教順女房 無高 さん 卯三十六歳」条)。なお、『播州佐江村貞婦小伝』は奥書に「明和辛卯四月」とあるのだが、何故か褒賞に関する記述が見える。拙稿「貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について」参照。

- (44) 注四三参照。

- (45) このモチーフに関する近代の一例に關して、拙稿「大正徳行録に表れた孝子・節婦・奇特」(『懷徳』第八二号、二〇一四年)参照。

※拙稿「懷徳堂の孝子顕彰運動——中井桼庵・五井蘭洲を中心に——」
〔『懷徳』第八五号、二〇一七年〕注13において、『とはずがたり』
所収の孝子の事例に関して、頼春水がこれを懷徳堂に伝えた可
能性を指摘したが、『とはずがたり』が享保一三年（一七二八）
成立、春水が延享三年（一七四六）生まれであり、そのような
可能性はあり得ない。ここにお詫びして訂正致します。